

地方から考える社会保障フォーラム 「健康危機管理と災害対策」

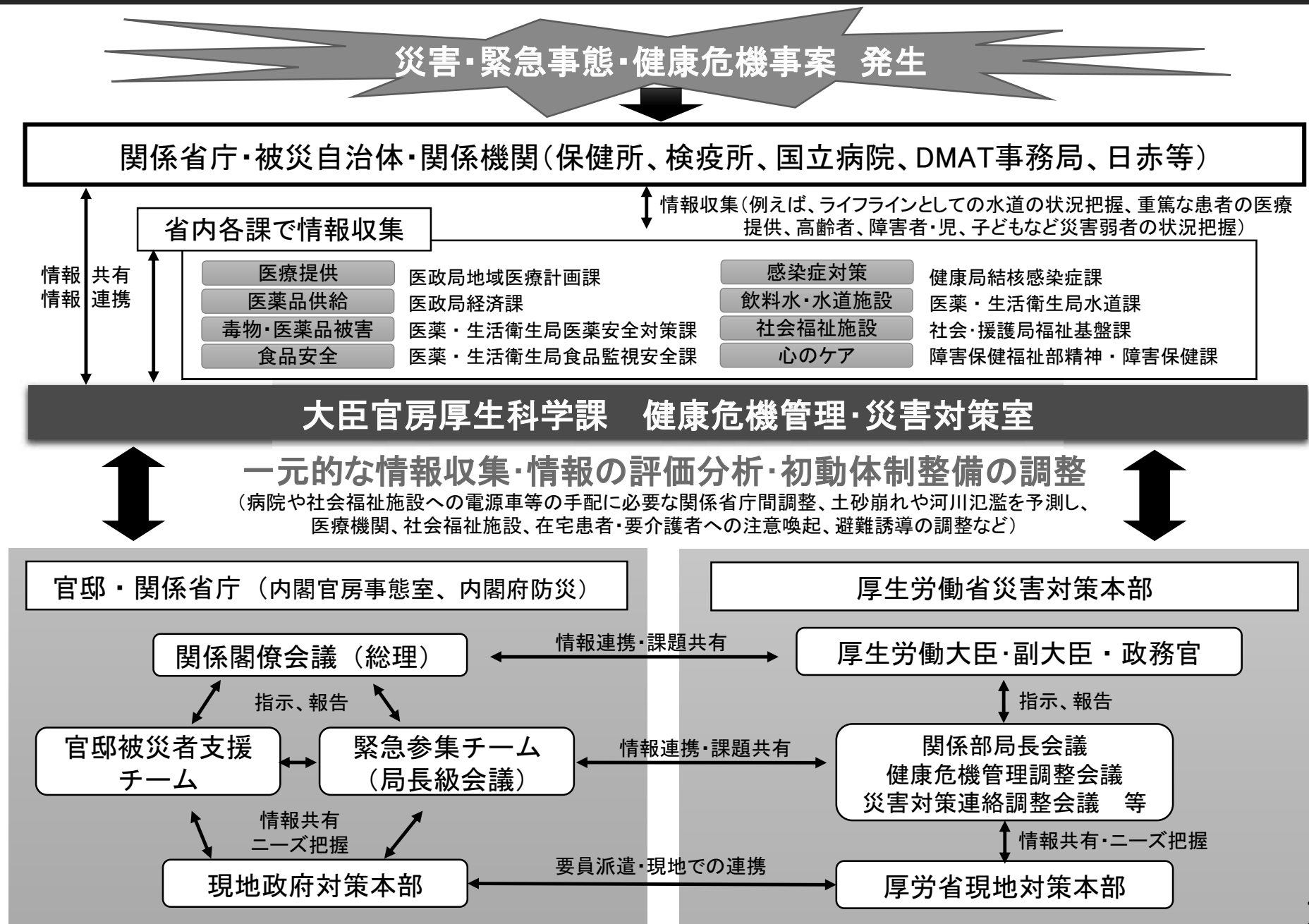
令和2年11月6日（金）

日本生命保険相互会社

法人営業開発室 調査役 高島章好

（厚生労働省大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策前室長）

厚生労働省における危機管理体制(イメージ図)



厚生労働省における発災直後期からの主な業務

■ 厚生労働省では、発災後急性期から復興期まで、過去の災害における知見等も活用しながら、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を実施している。

大まかなステージの進行	主 な 対 応 業 務
急性期 発災後	● 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動 ● ライフライン(水道)の被害状況の把握 ● 医療施設、社会福祉施設等の被害状況の把握
避難所等の開設後	● 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動 ● 災害時健康危機管理支援(DHEAT)チームの応援派遣 ● 日本医師会災害医療チーム(JMAT)の活動 ● 保健師等の避難所等巡回 ● 応急給水の実施(於: 避難所その他) ● 災害派遣福祉チーム(DWAT)等の活動
災害救助法の適用後	● 雇用保険の失業給付について、一時離職の場合でも受給できる特例を実施、雇用調整助成金の特例措置の実施 ● 通常は低所得世帯等に当座の生活費等の貸付けを行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大、償還期限の延長等の貸付条件の緩和などの特例措置の実施 ● 保険料(税)や一部負担金の減免、窓口における被保険者証等を提示できない場合における柔軟な対応、定員超過を認める通知の発出
復興期	● 仮設住宅等における見守り・相談支援、被災者のこころのケア等の実施 ● 医療施設、水道施設、社会福祉施設等の復旧に向けた補助金等の交付

甚大な被害をもたらした近年の主な自然災害

■2016(平成28)年4月 熊本地震

熊本県益城町で最大震度7を観測。断続的に熊本県と大分県の広範囲で震度6強～6弱を観測。死者228人、重軽傷者2,753人、住宅被害約20万戸、避難者数最大約18万4千人(平成29年防災白書)

■2018(平成30)年7月 西日本豪雨

広島県、岡山県、愛媛県などに甚大な被害をもたらした集中豪雨。死者237名、重軽傷者432人、住宅全壊6,767棟、避難者数最大約2万8千人(令和元年防災白書)。被災者生活支援チームが設置。

■2018(平成30)年9月 北海道胆振東部地震

北海道厚真町で最大震度7を観測。苫東厚真火力発電所の緊急停止に伴うブラックアウトにより全道295万戸が停電。死者42名、重軽傷者762人、住宅全壊462戸、避難者数最大約1万7千人(令和元年防災白書)

■2019(令和元)年9月 令和元年房総半島台風(台風15号)

中心気圧960hPa・最大風速40m/sの勢力で関東上陸。送電網の破壊により千葉県を中心に大規模かつ長期間の停電被害が発生。死者3名、重軽傷者150名、住宅全壊391棟、避難者数最大2,200人(令和2年防災白書)

■2019(令和元)年10月 令和元年東日本台風(台風19号)

中心気圧は955hPa・最大風速は40m/sの勢力で関東から東北に上陸。台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲で記録的な大雨発生。14都県390市区町村が災害救助法を適用。死者91名、重軽傷者376名、住宅全壊3,723棟、避難者数最大23万7千人(令和2年防災白書)

■2020(令和2)年7月 令和2年7月豪雨

熊本県を中心に日本各地で発生した集中豪雨。九州、東海及び東北地方の多くの地点で、24、48、72時間降水量が観測史上1位の値を更新。死者84名、重傷者8名、避難者数756人(令和2年10月1日現在)

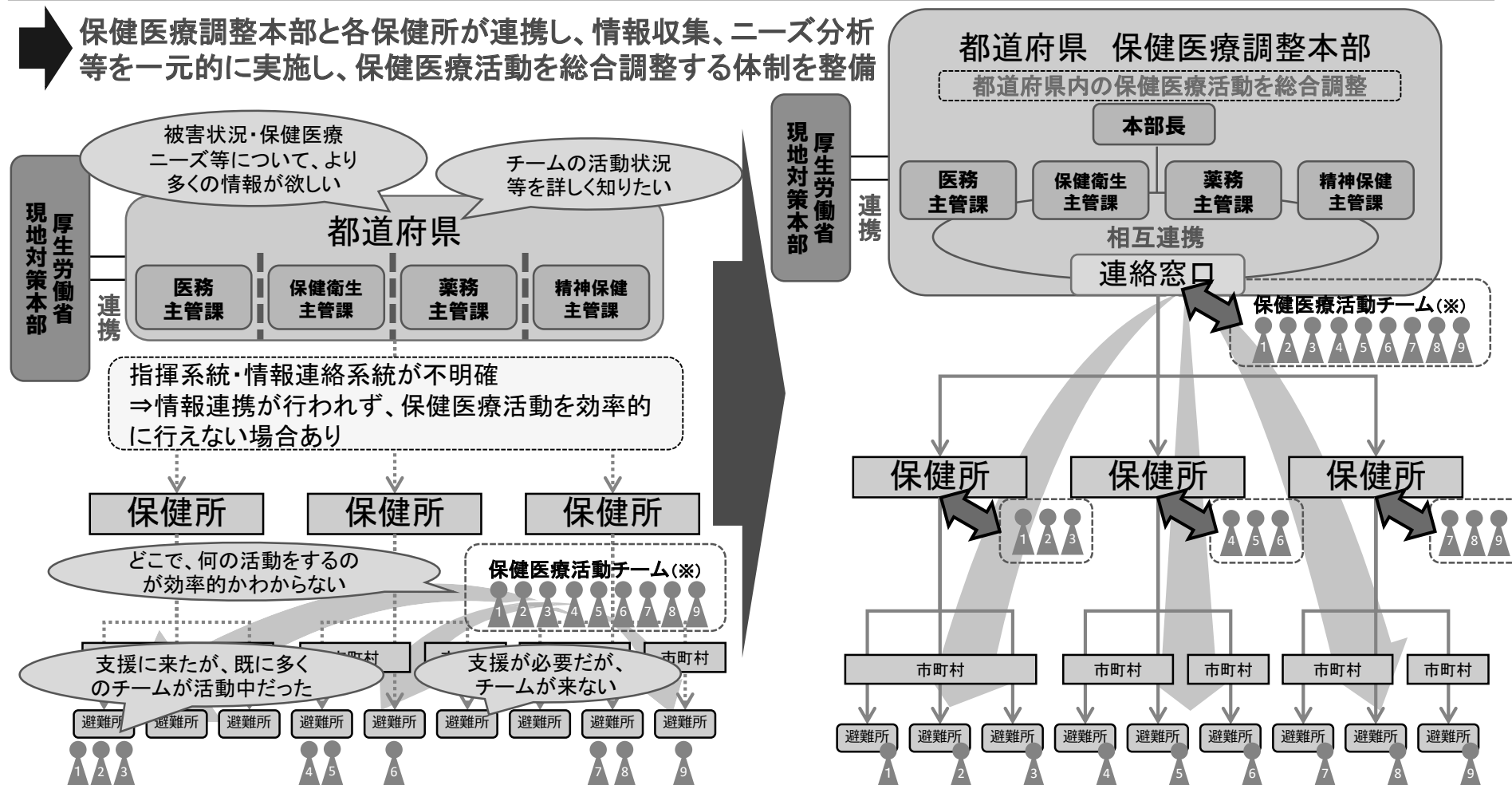
これまでの災害の反省から得た取組み

【熊本地震】都道府県 保健医療調整本部の体制の見直し

熊本地震において明らかとなった課題

- 被災都道府県及び保健所における保健医療活動チームの指揮・情報連絡系統が不明確であり、保健医療活動の総合調整を十分に行うことができなかった。
- 被災都道府県、保健所、保健医療活動チームの間で被害状況や保健医療ニーズ、保健医療活動チームの活動状況等について情報連携が行われず、保健医療活動が効率的に行われない場合があった。

保健医療調整本部と各保健所が連携し、情報収集、ニーズ分析等を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備



(※) 凡例 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

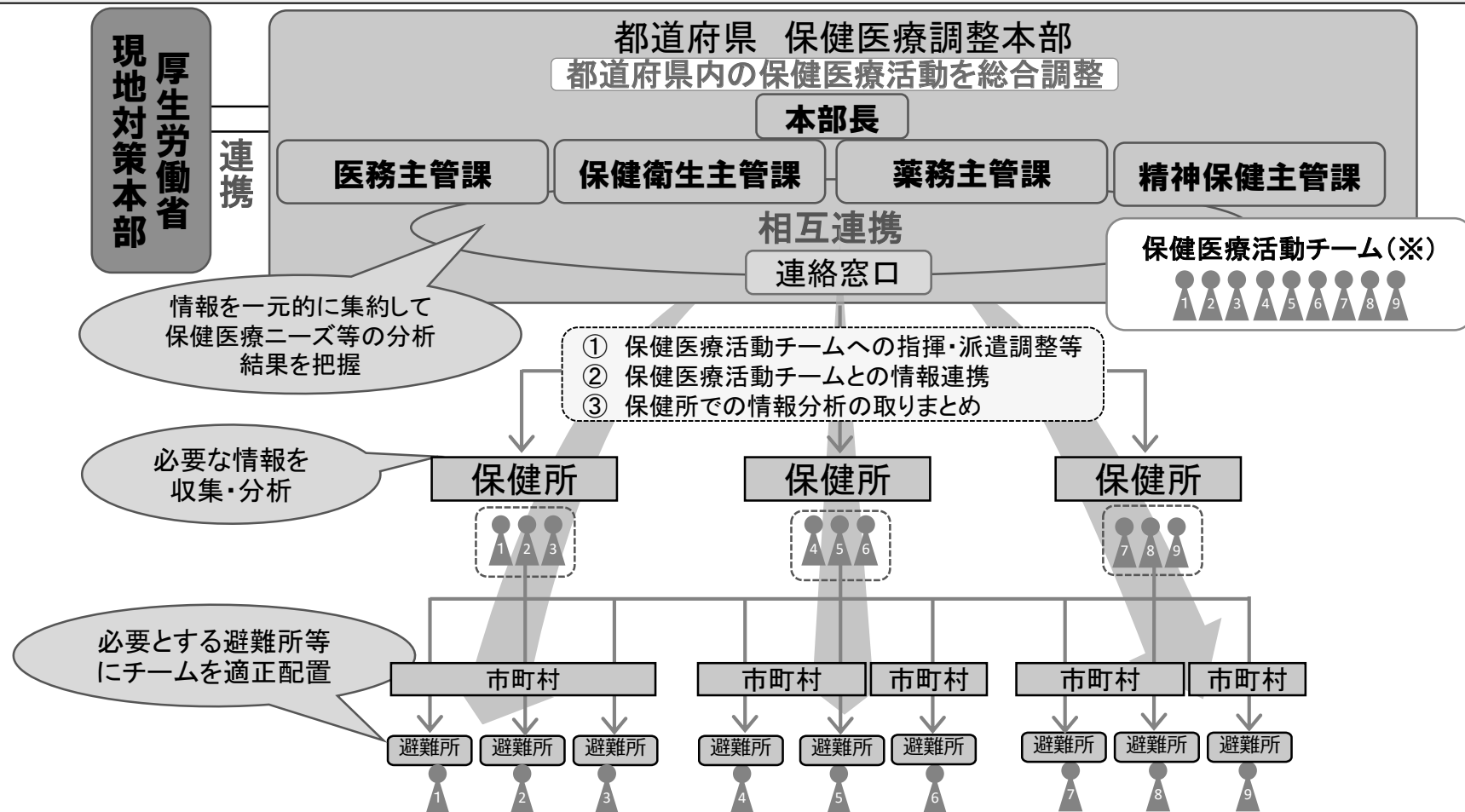
大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について (平成29年7月通知)

■熊本地震の経験を踏まえ、被災都道府県に設置された保健医療調整本部が各保健所と連携し、

- ① 保健医療活動チームに対する指揮、連絡及び派遣調整
- ② 保健医療活動チームとの情報連携
- ③ 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析

これらの機能を一元的に実施し、保健医療活動を総合調整する体制を整備する。

⇒災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)活動要領の策定(平成30年12月通知)を通じて制度化



(※) 凡例 : 保健医療活動チーム (DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の救護班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

DHEAT構成員が応援する被災都道府県等による指揮調整業務

- DHEATは、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成
- 被災都道府県等による以下の指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部と被災都道府県等の保健所を応援することを基本としつつ、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。

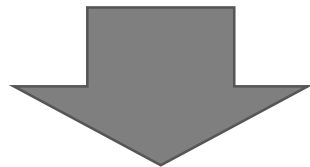
(主な業務)

- ① 健康危機管理組織の立上げと指揮調整体制の構築
- ② 被災情報等の収集及び分析評価、並びに対策の企画立案
- ③ 保健医療活動チームの受援調整及び対策会議等による統合指揮調整
- ④ 保健医療調整本部及び保健所への報告、応援要請及び資源調達
- ⑤ 広報及び渉外業務
- ⑥ 被災都道府県等職員の安全確保並びに健康管理

【西日本豪雨】医療・保健・福祉の連携体制の構築

- 平成30年西日本豪雨において、倉敷市保健所内に、災害時保健医療に関わる支援団体の情報集約と調整を主な目的とした会議体である、倉敷地域災害保健復興連絡会議”KuraDRO”
(Kurashiki Disaster Recovery Organization)を設置(その後、備中保健所において、県南西部災害保健医療活動調整本部に移行)
- 「支援団体を包括的に調整しよう」という考えの下、KuraDROと災害保健医療活動調整本部に、DWATも参画し、医療チームや保健チームと一緒にミーティングに参加し、情報共有を実施
- 政府においても、災害発生直後から関係府省庁から構成される「被災者生活支援チーム」を設置し、各府省庁からの幹部職員の早期派遣、プッシュ型支援を実施

KuraDRO
(倉敷地域災害保健復興連絡会議)



被災者一人ひとりのニーズを踏まえ、被災者に寄り添って切れ目なく支援を行うため、発災直後の段階から、医療・保健だけでなく福祉的サービスも連携して実施



【北海道胆振東部地震】 ブラックアウトへの対応

北海道胆振東部地震において明らかとなった課題

- 震源地付近の苫東厚真火力発電所の緊急停止や送電線事故に伴う水力発電所の停止等により電力供給(送電量)を需要(使用量)が大きく上回り、周波数を調整するための電源不足等の結果、日本で初めてとなるエリア全域に及ぶ大規模停電(ブラックアウト)が発生。
→道内全域で最大約295万戸が停電。ブラックアウトから概ね全域の供給まで45時間程度を要した。
- 道内の349病院が停電したため、酸素吸入器や透析治療ができなくなった病院が別病院に患者を搬送するなどの対応に追われることになった。特に、在宅患者の対応が課題。
- 災害拠点病院(災害時に24時間体制で初期救急医療が可能な指定病院)は非常用電源を整備し、かつ約3日分の燃料備蓄を有しており、停電区域内でも自家発電に切り替え、業務を継続することができた。

災害時の在宅患者の安否確認・支援について、厚生労働省では都道府県・市町村による確認等に加えて、様々なチャネルを通じて対応

①医療機器メーカーや保守点検業者の協力を通じた確認

- 在宅呼吸療法(在宅酸素療法、在宅人工呼吸療法)に係る機器を製造販売している会社に対し、患者の安否状況の確認と、バッテリー等の緊急配送等について対応を依頼
- 在宅酸素療法に係る機器の保守点検を行っている会社に対し、患者の安否状況の確認とサービス継続状況等について確認を依頼

②医療機関を通じた確認

- 在宅人工呼吸器療法を提供している在宅療養支援病院等に対し、患者の安否状況や在宅人工呼吸器療法の継続の可否等について確認を依頼

③患者団体や関係学会を通じた確認

- 難病患者団体に対し、被災地域の地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者の被害情報の把握について協力を依頼
- 日本透析医会に対し、在宅透析患者の把握も含め、都道府県・厚生労働省との情報共有について協力を依頼

【令和元年台風15号・19号】長期停電・広範囲の風水害への対応

令和元年台風15号(いわゆる「風台風」)で感じた課題

①送電鉄塔の倒壊等による通電復旧作業の長期化

- 復旧見通しの発表が遅く、かつ何度も変更し、現場が混乱した
- 医療機関・社会福祉施設等は自家発電を整備していたが、想定外の長期停電により備蓄燃料が不足し、発電機も故障した
- 初動期において電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣オペレーションが非効率であった

②通信障害の長期化

- 倒木等による通信線の被害箇所等について関係機関への情報共有が不十分であり、通信障害が長期化した
- 県・市町村間で非常時の通信手段が一部活用されず、情報把握に遅れが生じた

③県・政令市・中核市との情報連携不足

- 連絡体制の確認が不十分であり、被害情報の共有が遅れた
- 政令市・中核市にある社会福祉施設の被害情報が県に集約されず、電源車派遣等の調整に支障が生じた

令和元年台風19号(いわゆる「雨台風」)で感じた課題

①犠牲者の多くが、高齢者や避難移動中の者

- 犠牲者(84名)のうち65%が65歳以上の高齢者。自宅での犠牲者(34名)の79%が高齢者。また、犠牲者の約6割が屋外で被災。うち半数以上が車での移動中。豪雨災害の避難の在り方が課題

②河川堤防決壊による大規模な浸水被害

- 倒木・浸水等により交通網が麻痺。被災現場確認のための職員派遣や電源車、給水車の派遣について困難な状況が続いた

③浸水想定区域外においても甚大な被害が発生

- 浸水想定区域外の県管理の中小河川が氾濫し被害が発生。ハザードマップ上にない社会福祉施設等の状況把握が課題

■長期停電・通信障害への対応強化

- ・医療機関、社会福祉施設、水道施設における非常用電源確保の推進
- ・入院患者、入所者等の安全確保の確認を徹底
- ・電源車・給水車の派遣について関係省庁間で連携体制を整備し、電源車専任チームを配備
- ・医療機関等重要施設の非常用電源設置状況等をリスト化し、自治体の関係部局間で共有
- ・非常時の連絡網を国・県・市町村・施設と共有

■災害リスクと取るべき行動の理解促進、早め早めの警戒態勢の働きかけ

- ・避難とは「難」を「避」けること(安全を確保すること)。安全な親戚・知人宅も「避難先」。屋外に出ずに2階等への垂直避難も一つの方法
- ・避難要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む高齢者・障害者等要支援者を洗い出し、関係部局間で共有
- ・福祉版EMIS(Emergency Medical Information System)の整備

令和元年台風第19号における厚生労働省の主な対応状況

日付	政府全体の主な動き	職員派遣の状況	医療関係	社会福祉施設関係	水道関係
10/8	・情報連絡室設置 ・関係省庁災害警戒会議開催		都道府県を通じて避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼	都道府県等を通じて要配慮者の避難に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼。更に準備状況を確認	都道府県等を通じて被災に関する注意喚起を行うとともに、長期停電に備えた対応を依頼
10/12	情報連絡室を官邸対策室に改組	関東信越厚生局4名、地方労働局計4名を現地派遣	都道府県やEMISを通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	都道府県等を通じて被害状況を把握し、給水車等を派遣	地方自治体を通じて、被害状況を把握し、応急給水等を実施
10/13	・非常災害対策本部設置 ・非常災害対策本部(第1回)開催	厚生局、労働局職員に加えて本省職員を派遣	【最大被害状況】 停電:47箇所 断水:142箇所	【最大被害状況】 停電:109箇所 断水:259箇所	【最大被害状況】 約17万戸断水 (14都県内103事業体)
10/14	「被災者生活支援チーム」設置	厚労省内に災害対策本部や被災者生活支援チーム等を立ち上げ、現地派遣職員とともに被災状況やニーズを把握し、プッシュ型支援等を実施			
10/18	特定非常災害指定(閣議決定)				
10/29	激甚災害指定(閣議決定)				
11/7	非常災害対策本部(第18回)において「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」決定				
11/15		職員派遣を終了(延べ642名派遣)	※停電・断水は全て解消済	※停電・断水は全て解消済	※断水は全て解消済

【令和2年7月豪雨】新型コロナウイルス感染症との複合災害への対応①

- 令和2年7月豪雨は、新型コロナウイルス感染症が蔓延している中で発生した大規模な災害。
- 国は地方自治体に対し、避難所における新型コロナ対策に必要なガイドラインの周知や、マスク、消毒液等の衛生用品の備蓄等を働きかけてきた。
- 令和2年7月豪雨災害においては、DHEAT及び厚労省職員を被災自治体に派遣し、支援を実施
 - ・ 県庁に対して、避難所の感染対策や保健医療調整本部の体制整備に関する助言
 - ・ 直接避難所を巡回し、感染対策上の問題点や課題を整理し、県庁対策本部と共有
 - ・ 課題のある避難所に対して改善に必要な支援を行い、改めて巡回し、改善状況を確認

避難所の感染対策として①3密対策、②換気・空調管理、③入ロトリアージ、④ゾーニング、⑤発熱者・濃厚接触者対応、⑥分散避難 を助言

DHEAT及び厚労省職員による支援

県庁と保健所の連携体制を確立

県庁内本部

- 県庁「保健医療調整本部」に
 - ・ 感染症対策
 - ・ エコノミークラス症候群対策
 - ・ 熱中症対策 に関する専門班を設置
- 県庁「福祉体制本部」に
 - ・ 福祉避難所対策
 - ・ 福祉的ケア対策 に関する専門班を設置

保健所の各班と連携

保健所（現地対策本部）

DHEAT

保健医療
福祉班

感染症
対策班

避難所を巡回し、課題を抽出

巡回・確認

明らかになった問題点・課題

入ロトリアージとゾーニングに課題

※3密対策や換気・空調管理等は概ね問題なし



更に巡回・確認

改めて避難所を巡回し、感染対策などが徹底されているか確認

➤ 課題は全て改善されたことを確認

課題を共有

助言
活動支援

【令和2年7月豪雨】新型コロナウイルス感染症との複合災害への対応②

■新型コロナウイルス感染症と自然災害という複合災害においても、災害医療・保健活動を迅速かつ的確に実施するため、新型コロナウイルス感染症を考慮した上で、被災地の医療活動等における留意事項や、自宅療養者、濃厚接触者への対応の考え方などを地方自治体に対して通知

①被災地における医療・保健活動	■被災地域における感染症の流行状況の把握や情報共有の仕方について、被災自治体と調整 ■被災地の災害拠点病院等において、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等を対応する可能性があることから、<u>個人防護具等の準備等、感染症患者受け入れの体制を整備</u> ■DMAT等が都道府県等からの支援要請により支援を行う場合には、支援を行う都道府県の保健医療調整本部と連携を図り、当該地区における既存の支援活動や需要等を把握した上で支援。他県に支援を要請する際には、各県の新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮した上で派遣要請を実施 ■DMAT等は、従来、持参する標準資機材等に加えて、<u>感染予防に必要な個人防護具等を持参</u> ■避難所における感染症の流行状況をあらかじめ確認し、保健師等の支援者が感染しないように滞在場所や活動場所における感染予防対策に留意
②自宅療養者の避難対応	■<u>自宅療養者の避難先の検討、自宅療養者に関する情報の共有、自宅療養者が避難所に避難した場合の対応や、移動する際の留意事項について通知を発出</u>(内閣府・消防庁・厚労省) 【発災前】・都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局・保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有 ※都道府県が保有する情報について、市町村の関係機関との共有が可能であることを通知 ※関係部局の間で、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておく ・災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておく。 ・自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、本人に伝えておく。災害時用の電話番号の設定などの工夫が必要 ・災害発生時に自宅療養者が実際にどこに避難したかについて、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討 【災害時】・自宅療養者は宿泊療養施設等に滞在することが原則。ただし、宿泊療養施設等に避難できない場合は、まず避難所に避難し、その後に対応可能な宿泊療養施設等への移送を検討
③濃厚接触者の避難対応	■<u>濃厚接触者の避難や移動する場合の留意事項について通知を発出</u>(内閣府・消防庁・厚労省) 【発災前】・都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局・保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有 ※都道府県が保有する情報について、市町村の関係機関との共有が可能であることを通知 ※関係部局の間で、あらかじめ、具体的な情報共有の内容や方法を定めておく 【災害時】・濃厚接触者は、可能な限り個室管理 ・個室管理が難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保 ・一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所を確保することを検討

【令和2年台風第10号】特別警報級の災害に対する事前の備え①

■令和2年台風第10号は、気象庁による予測では、9月6日から7日にかけて**特別警報級**(※)の規模で九州に接近・上陸するおそれがあるとし、政府全体で警戒態勢を配備

(※)9月5日12時時点

中心気圧920hPa、最大風速50m/s、最大瞬間風速70m/sの非常に強い勢力で南大東島付近に接近中

■台風接近・上陸に備えて、閣僚級会議を2回開催(9月4日、6日)し、関係省庁間で最新気象情報や警戒態勢を共有・確認。防災担当大臣からも早期避難を求める呼びかけや緊急の呼びかけを実施

■厚生労働省においても大臣記者会見等を通じて警戒の呼びかけを実施。国管理河川等、多くの河川で現状の整備水準を上回る規模の雨量が予測され河川氾濫の危険性が高いことから、9月5日に内閣府防災・国土交通省・消防庁・気象庁と連名で関係県知事あてに早期避難に関する事務連絡を発出。翌6日に厚生労働大臣の下に災害対策本部を設置。(災害発生前の設置は初めて)

■特に、令和2年7月豪雨等の経験を踏まえ、医療機関や社会福祉施設等の入所者の安全確保について、早め早めの避難について呼びかけた。

医療・保健衛生に関する事前の対応①

(1)災害医療体制

①EMISの稼働状況の確認

②長期停電被害を想定し、緊急時連絡体制の構築について依頼

- 各都道府県に対し、台風第10号に関する避難勧告等が出されている市町村の医療機関等に対して避難に関する注意喚起を行うよう、また、医療機関の被害状況を把握した場合は報告するよう連絡
- 長期停電に備えて、非常用電源が正常に動作するか点検をしておくとともに、必要物資や非常用電源の燃料を確保しておくなど事前の備えに万全を期すよう連絡

(2)在宅患者の安全確保

①在宅酸素療法患者の安全確保

- 日本産業・医療ガス協会に対し、在宅酸素事業者等の会員に、十分な警戒と停電等に備え、万全の体制を期すよう周知を依頼。被害状況によっては、在宅酸素療法患者の安全確認等の対応状況について、協会、会員に照会することを依頼

②人工呼吸器在宅療養難病患者の安全確保

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行い、被害発生時における報告を要請
- 長期停電に備えて、非常用電源が正常に動作するか点検をしておくとともに、必要物資や非常用電源の燃料を確保しておくなどの事前の備えに万全を期すよう連絡
- 患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼

【令和2年台風第10号】特別警報級の災害に対する事前の備え②

医療・保健衛生に関する事前の対応②

(3)人工透析

①自治体への注意喚起

- 各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況を確認する連絡体制の確保を要請

②日本透析医会への依頼

- 日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼

③医療機関への注意喚起

- 長期停電に備えて、透析医療を提供している医療機関に対して、非常用電源等が正常に動作するか点検をしておくとともに、必要物資や非常用電源の燃料を確保しておくなどの事前の備えに万全を期すよう連絡

(4)医薬品・医療機器・衛生用品等の流通確保

- 医薬品製販(メーカー)関係、医薬品卸関係、医療機器製販(メーカー)関係、医療機器卸関係に対して、安定供給に支障が生じるなどの被害等が発生した場合は報告するよう連絡

(5)薬局関係

- 各都道府県に対し、あらかじめ関係団体との連絡体制を確認しておき、連携して被害情報等の収集を行うよう依頼し、関係団体に対しても注意喚起と薬局関係の被害情報等の収集を依頼

社会福祉施設等について

(1)災害発生に備えた連絡体制の確認

- 各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、情報提供を依頼
- 併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼

(2)長期停電被害を想定した万全の準備体制を依頼

- 長期長期停電に備えて、非常用電源が正常に動作するか点検をしておくとともに、必要物資や非常用電源の燃料を確保しておくなどの事前の備えに万全を期すよう連絡

水道施設について

(1)災害発生に備えた連絡体制の確認

- 施設の浸水、原水濁度の上昇や取水不良、管路の折損等への警戒及び被害が発生した場合の円滑な連絡・対応を都道府県等に対して要請
- 被害状況の確認や復旧作業等を実施するにあたり、二次災害に十分留意するように依頼

(2)長期停電被害を想定した万全の準備体制を依頼

- 長期停電に備えて、非常用電源が正常に動作するか点検をしておくとともに、必要物資や非常用電源の燃料を確保しておくなどの事前の備えに万全を期すよう連絡

一連の健康危機管理・災害対応を通じて

(1)オールハザードに対応する危機管理体制の確保

- 危機管理においては、初動がその後の被害拡大に大きく左右する。自然災害、感染症等のあらゆる危機(オールハザード)に対し、迅速かつ的確に情報を集約し、分析する体制の確保が必要

(2)全庁的な応援態勢の確保

- 被害状況は刻々と変化する。状況変化を見通した上での的確に対処するためには、最新の情報を共有する体制が必要。そのためには、情報伝達を単純かつ定型化することが肝心(例えば、情報入力フォーマット化や、共有する者のメーリングリスト化など)
- 被害が甚大であるほど多くの関係者の協力が必要。多くのプレイヤーが一つの体制を作るためには、被害や対応状況、スケジュール等を一元的に可視化できるサポート体制が重要
- 応援体制はあらかじめ「名前」で把握しておくことが重要。新型コロナウイルス感染症と自然災害という複合災害においては、被災者の避難・救護に加えて、感染拡大防止の支援が求められる。通常想定している災害対応以上の応援態勢をとることができる事前の準備が必要

(3)避難要支援者の事前把握とアウトリーチ支援

- 新型コロナウイルス感染症を警戒し、避難所に限らず在宅や宿泊施設に避難する方が増加し、避難者の把握自体が困難。特に、避難要支援者の状況把握と見守り支援について、あらかじめ関係者間で役割分担を明確にしておくことが必要
- 避難所に行かない、又は行くことができない在宅等避難者を取りこぼさないためには、災害発生直後からのアウトリーチ支援が有効。災害が発生してから庁内や社会福祉協議会等と調整するのではなく、発災前の段階から調整しておくことが望ましい。

(4)ICTを活用した災害情報の一元的収集・分析体制の整備

- 人材は有限。ICTを活用して災害情報を収集・整理統合、分析する体制整備が迅速な支援活動の柱としていく必要がある(例えば、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の実装化)

■災害時保健医療福祉活動支援システム (D24H:Disaster/Digital information system for Health and well-being)では、避難所を中心に、周辺地域の被災状況やニーズ等の情報を収集・整理統合・加工分析し、分野横断的に情報共有することで、迅速な支援の優先付けなど支援活動の意思決定に必要な情報を提供

D24H NOW – 地図表示モード



- 避難者数をバブルの大きさと表現
- 浸水域等のレイヤーとの重ね合わせ
- 医療機関・社会福祉施設、主要関係機関等の情報と連結して表示可能

(避難所等の避難者情報や、避難所の環境等を把握)

- 避難所内にいる男女数や高齢人口、幼児等、基礎データを把握
- 食事提供数などを通じて、避難所周辺の在宅避難者や車中泊している者の数を把握

退職者数	人数	入力数
退職者数	1367	1
★Aのうち男性人数	599	2
★Aのうち女性人数	768	3
金事提供人数★B	0	4
経費所収の退職者数	0	5
経費人数	0	6
夜間人数	0	7
年中泊人数	0	8
75歳以上人数	24	9
未就学児人数	4	10

- ・ 救護所の設置状況、避難所内の過密度や毛布などの物資状況、トイレの衛生環境等を4段階で評価
- ・ 授乳室や男女別更衣室、障害者用トイレ等の設置状況を確認
- ・ 感染予防対策のため、パーティションによる区切りや感染予防用品や清掃用品などの備蓄状況も確認

ライフライン通信	A	B	C	D	E	入力数
飲料水	7	0	0	0	0	0
食料	6	1	0	0	0	0
使用簡便トイレ	5	2	0	0	0	0
電気	7	0	0	0	0	0
ガス	4	0	0	3	0	0
生活用水	7	0	0	0	0	0
固定電話	2				0	0
携帯電話	1				0	0
衛星電話	0				0	0
インターネット通信	1				0	0

医療支援	A	B	入力数
診療所設置	1	0	1
医療チーム展開	2	0	2

避難所の環境	A	B	C	D	E	入力数
通気性	7	0	0	0	0	0
雨水など漏れ	8	2	0	0	0	0
空調設備	4	5	1	0	0	0
手洗い・換気	6	1	0	0	0	0
トイレ掃除	7			0	0	0
土足禁止	7			0	0	0
下水	7			0	0	0
ゴミ集積場所	6			0	0	0
室内禁煙	6			0	0	0
ベッド・寝具等	5			0	0	0
男女別更衣室	0			0	0	0
男女別トイレ	0			0	0	0
男女別荷仕スペース	0			0	0	0
授乳室など母子専用スペース	0			0	0	0
障害者用トイレ	0			0	0	0
感染予防・清潔用物品	0			0	0	0
バーベキュー・炊飯による騒音	0			0	0	0

- 透析や糖尿病、妊婦など、医療や保健ニーズが必要な者の数を把握
- さらに、避難所内で具合を悪くした者（発熱者、嘔吐者）の数を通じて、感染症拡大リスクを把握

	入数	入力数
新記録者数	18	
入工時間数	0	
在留人数	2	
過戸	4	
移住者	9	
精神疾患	1	
高齢者	0	
妊婦	2	
受胎	0	
吸・煙	0	
下痢	0	
腸炎	0	
インフルエンザ	0	
胃腸炎	0	

- 避難所内で提供されている食事内容や飲料水、生活用水の供給量等を4段階で評価
- 電気や携帯通信環境なども確認

D24H SURVEY - 避難所ラピッドアセスメント 管理画面

管理画面

Excel出力

時系列表示

緊急事項

20

The screenshot displays the 'D24H SURVEY - 避難所ラピッドアセスメント 管理画面' (D24H SURVEY - Disaster Shelter Rapid Assessment Management Screen). The interface includes a top navigation bar with 'D24H', 'アセスメント', 'AI管理', and 'バックアップ' buttons, and a 'ログアウト' (Logout) link. Below the navigation bar, there are search filters for '日付' (Date) and '災害コード' (Disaster Code). The main area contains a large table with columns for various assessment items and a '時系列表示' (Time Series View) button. A red box highlights the 'Excel出力' (Excel Output) button. A red arrow points to the '時系列表示' button, which is labeled '時系列表示' (Time Series View). A red box highlights the '緊急事項' (Emergency Item) section, which contains a message about a disaster shelter assessment. The bottom right corner shows the page number '20'.

避難所における医療・保健ニーズの収集・把握

[illegible]

- 医療ニーズにかかわる情報や、発熱、咳・痰等の症状を呈している者の情報を収集
⇒避難所の感染対策の状況をデータから把握し、必要な人員・資源を投入できる

(参考資料)

防災基本計画修正(令和2年5月)の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

主な修正項目

主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

○災害リスクととるべき行動の理解促進

- ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

○河川・気象情報の提供の充実

- ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供

○災害廃棄物処理体制の整備

- ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知

○被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化

○自然災害即応・連携チーム会議の開催

- ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

○災害に慣れていない自治体への支援の充実

- ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
- ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
- ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施

○長期停電・通信障害への対応強化

- ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
- ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
- ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

○被災者への物資支援の充実

- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
- ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

○船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衝工設置

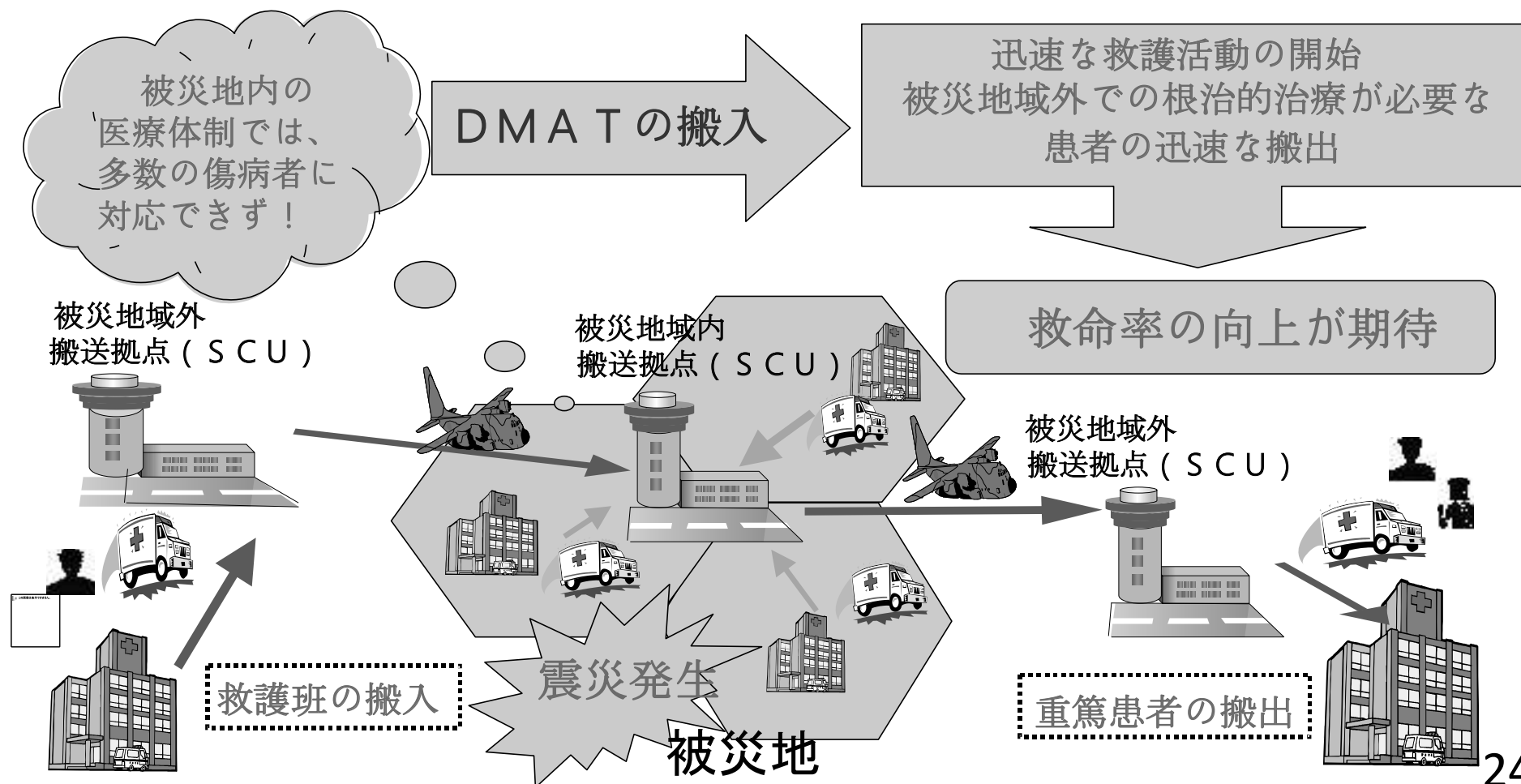
○無人航空機を活用した情報収集

○災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

○事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

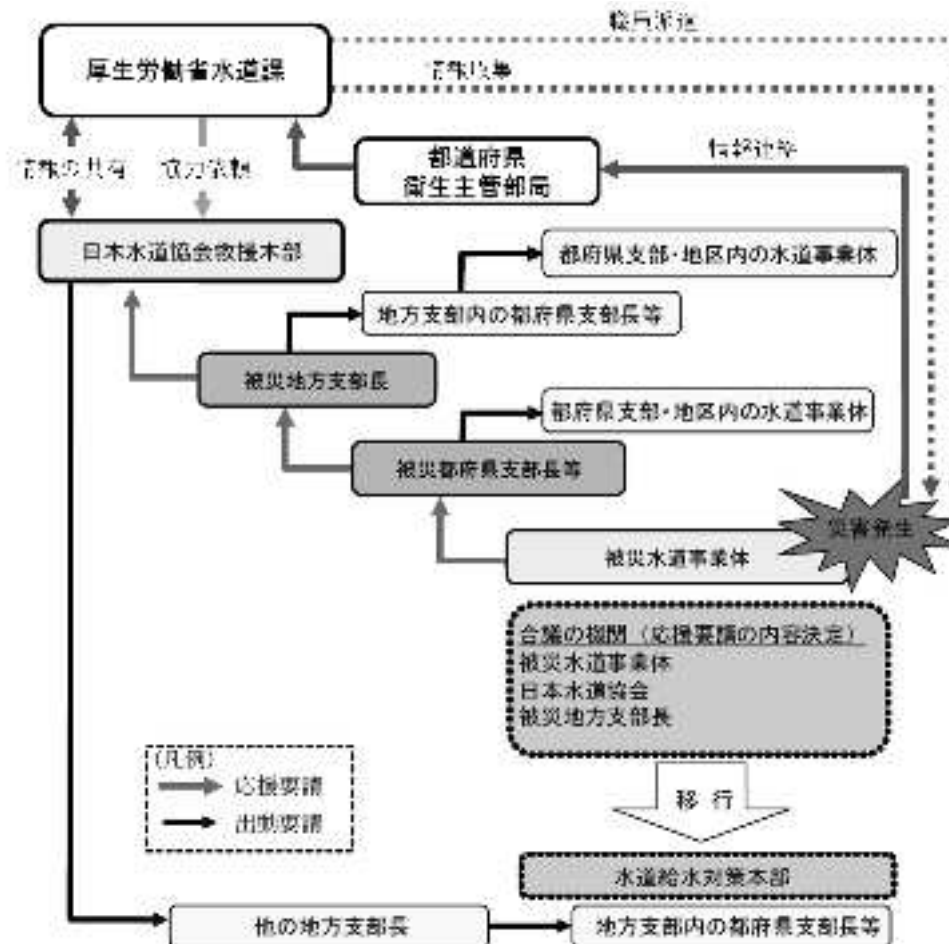
災害派遣医療チーム (DMAT: Disaster Medical Assistance Team)

- 災害急性期(発災後48時間以内)に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム
- 平成17年3月から厚生労働省の災害派遣医療チーム研修事業により整備を開始。
- 令和2年4月1日現在1,746チーム(15,544名)を養成。
- 1チームの構成は医師1人、看護師2人、業務調整員1人の4人を基本。



水道における災害発生時の情報伝達・応援体制

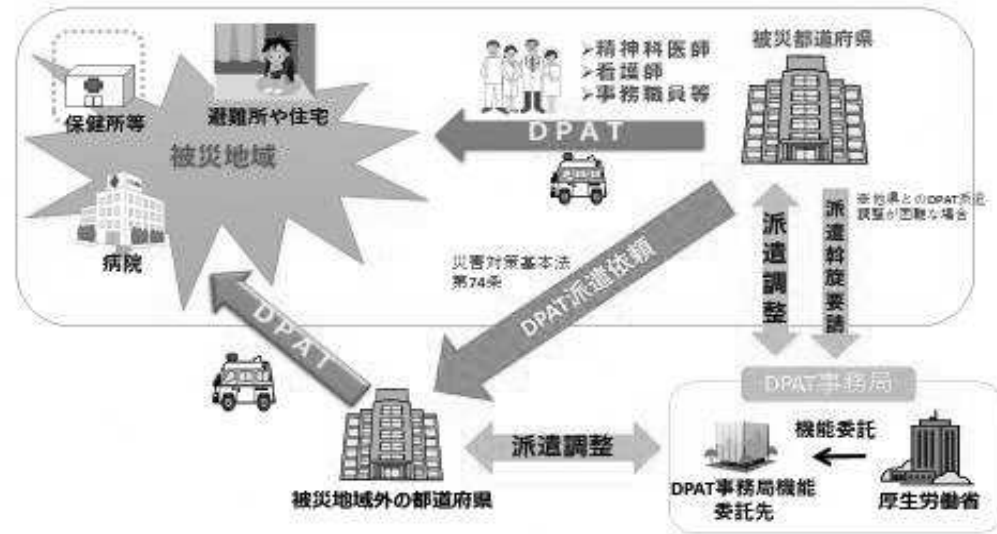
- 厚生労働省は日本水道協会（日水協）に応急給水・応急復旧の支援を依頼し、日水協と被害情報を共有しつつ、被災市町村等に派遣した本省職員からの情報も踏まえて、適切な応援体制が確保されるよう支援
- 水道事業体が単独で復旧できない場合には、当該水道事業体が日水協に応援を要請。要請を受け、日水協の災害支援体制に基づき支援を実施。被災状況に応じて、県内の水道事業体、日水協の地方支部（全国7ブロック）内、全国で支援体制を構築



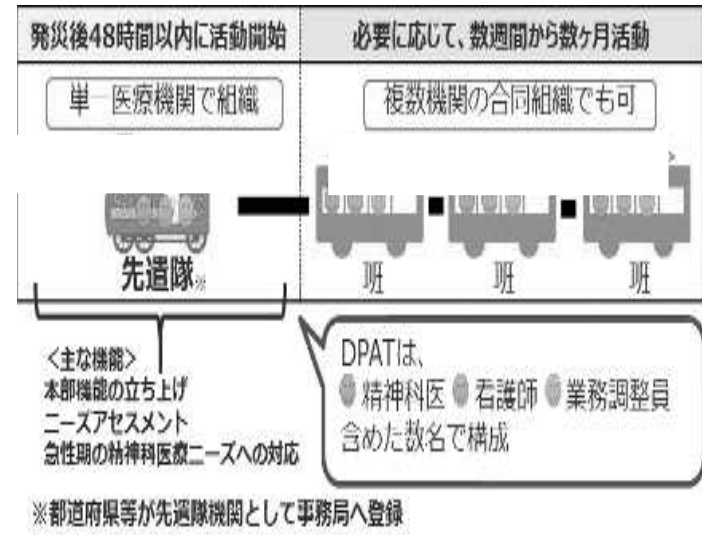
災害派遣精神医療チーム DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

1. 災害派遣精神医療チームDPATとは

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の際、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム



2. DPATの構造



3. DPAT体制整備状況

名称	班数
先遣隊 (先遣隊を組織できる機関数をカウント)	79班 (令和元年11月6日時点)
先遣隊を除くDPAT (医師・看護師・業務調整員3名を基に計算)	1000班 (令和元年8月時点)

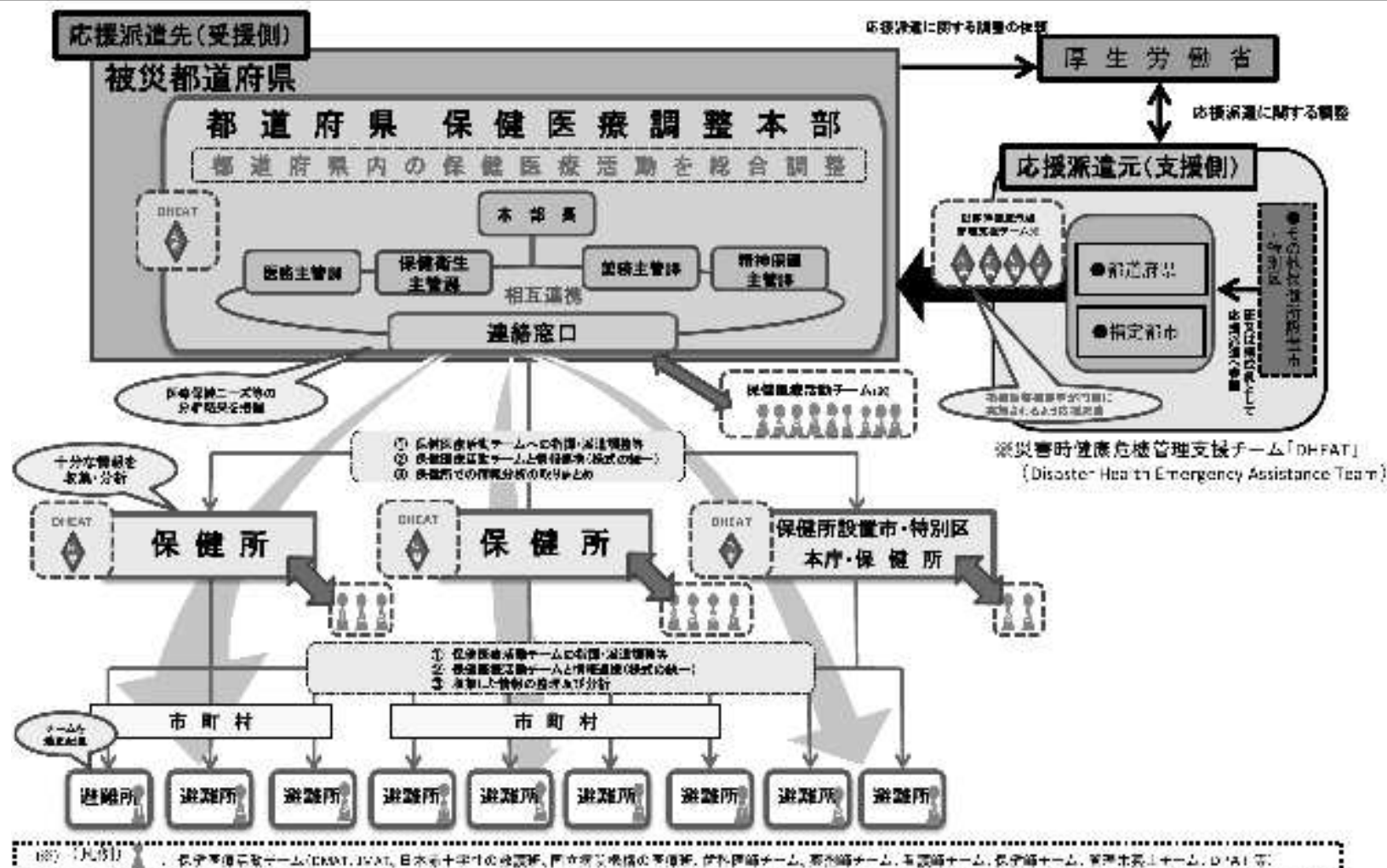
先遣隊: 発災から概ね48 時間以内に、被災した都道府県等において活動できる班

4. DPAT活動実績 (令和2年4月現在)

発災日	名称	発災日	名称
平成26年8月	広島県豪雨土砂災害	平成30年7月	平成30年7月豪雨
平成26年9月	御嶽山噴火	平成30年9月	平成30年北海道胆振東部地震
平成27年9月	平成27年9月関東・東北豪雨	令和元年8月	前線に伴う大雨について
平成28年4月	平成28年熊本地震	令和元年9月	台風15号
平成29年3月	那須雪崩事故	令和元年10月	台風19号
平成29年7月	九州北部豪雨		

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣

- DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team) は、医師、保健師、管理栄養士等、専門的な研修・訓練を受けた被災都道府県以外の都道府県等職員の中から、1班あたり5名程度で構成
- 被災都道府県等による指揮調整業務が円滑に実施されるよう、被災都道府県に設置された保健医療調整本部と被災都道府県等の保健所を応援することを基本としつつ、被災都道府県等の体制や災害の状況等に応じて柔軟な活動を行う。



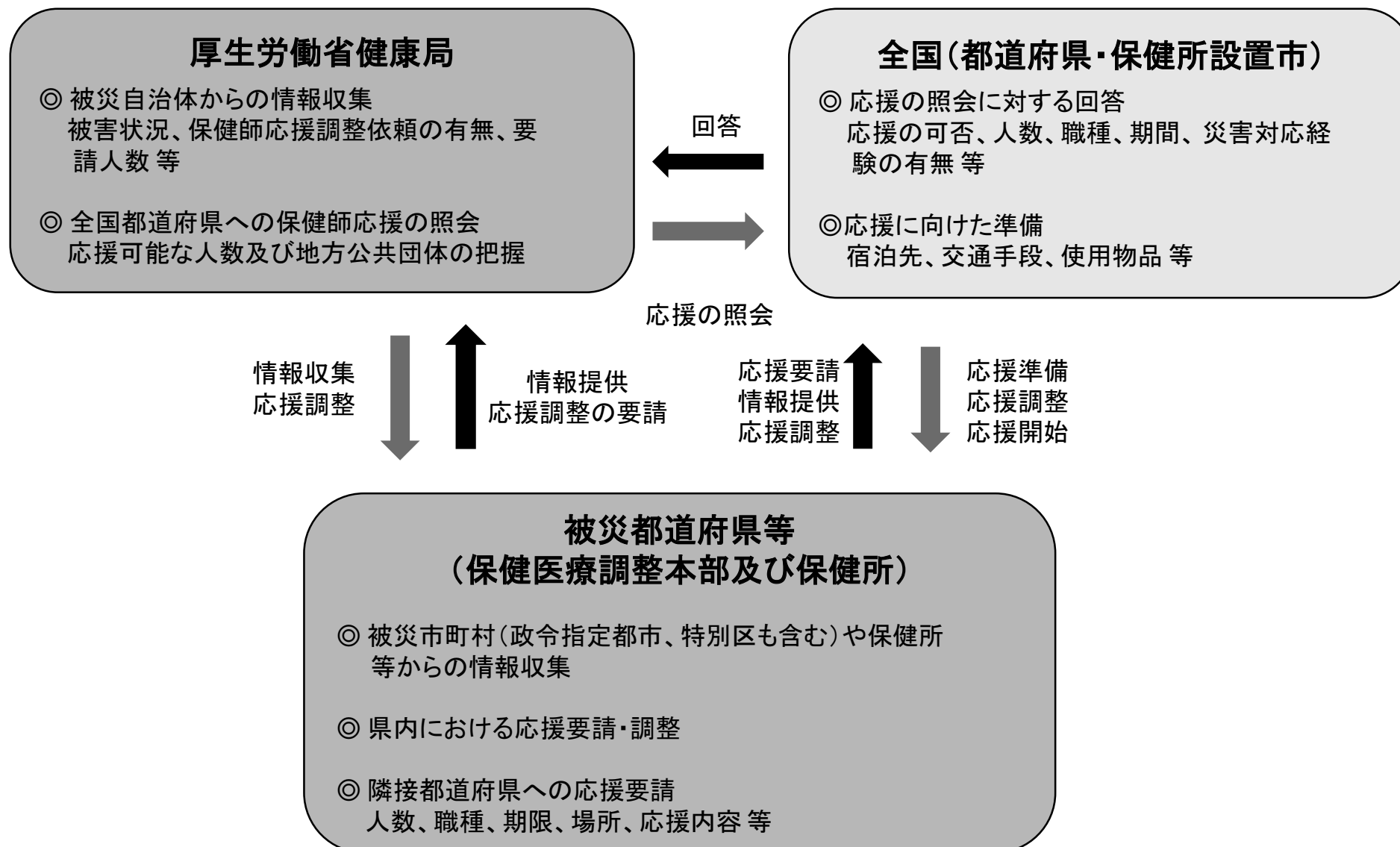
被災地における保健師の役割

- 発災後は、被災地の自治体機能が低下することもあるため、保健師は被災者の健康支援を中心に、広範囲に渡る支援活動に従事する。
- 厚生労働省は、被災地からの要請を踏まえて全国の自治体保健師を中心とした保健人材の派遣調整を行う。実際に派遣された保健師は、被災地の自治体保健師と共に活動に従事する。

被災地における保健師の主な活動

- 被害状況等の情報収集及び発信
- 救護所における救護活動
 - ・ 状況に応じた医療、保健、福祉のニーズに関するアセスメント
 - ・ 救護所の被災者に必要な医薬品、医療品、衛生材料等の調達及び医療処置の実施等
- 自宅、避難所及び仮設住宅等における健康管理
 - ・ 全戸訪問による被災者の健康課題の把握
 - ・ 感染症、食中毒、熱中症、急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）、生活不活発病の予防の観点からの環境整備、健康教育
 - ・ 感染症患者発生時の対応（隔離、医療との連携、保健所との連携）
 - ・ 健康状態が悪化した被災者への対応（医療との連携）等
 - ・ 精神的な支援が必要な被災者のアセスメント、こころのケア活動との連携、医療との連携、等
- 福祉避難所の避難者への対応
 - ・ 避難者のアセスメント及び入所の必要性の判断等
- 保健師の派遣調整
 - ・ 被害状況に基づいた国や県庁に対する保健師派遣の要請、保健師の派遣調整
- 関係者との支援体制の調整
 - ・ 支援チームの受入れ調整及び業務改善
 - ・ 関係職種との会議の開催、等

災害時における地方公共団体保健師の応援調整について



災害派遣福祉チーム(DWAT)について

■災害派遣福祉チーム(DWAT)は、

- ①都道府県単位で、平時の段階から、施設関係団体や介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等からなるネットワークを組織し、
 - ②当該ネットワークに参加する団体や施設等から、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員を派遣し合うことにより、編成され、
 - ③避難所において、食事やトイレ介助、避難生活中的の困り事に関する相談支援、段差の解消や授乳スペースの確保等避難所内の環境整備など
- 福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援

＜DWAT登録者数＞
3, 225名

- 同チームの活動は、東日本大震災を契機に、岩手県や京都府において独自の取組が始まり、近年、各都道府県へ広がりを見せてきている。(実際に初めて同チームの活動が行われたのは平成28年の熊本地震の際。呼称については、元々自治体主導の取組であることから、DWATやDCATなど自治体によって様々)

【DWATが活動した災害】

平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府

平成28年10月岩手水害…岩手県

平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府

令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県

- 都道府県間の広域的なDWATの派遣については、厚生労働省(社会・援護局福祉基盤課)が調整。

【厚生労働省のこれまでの取組】

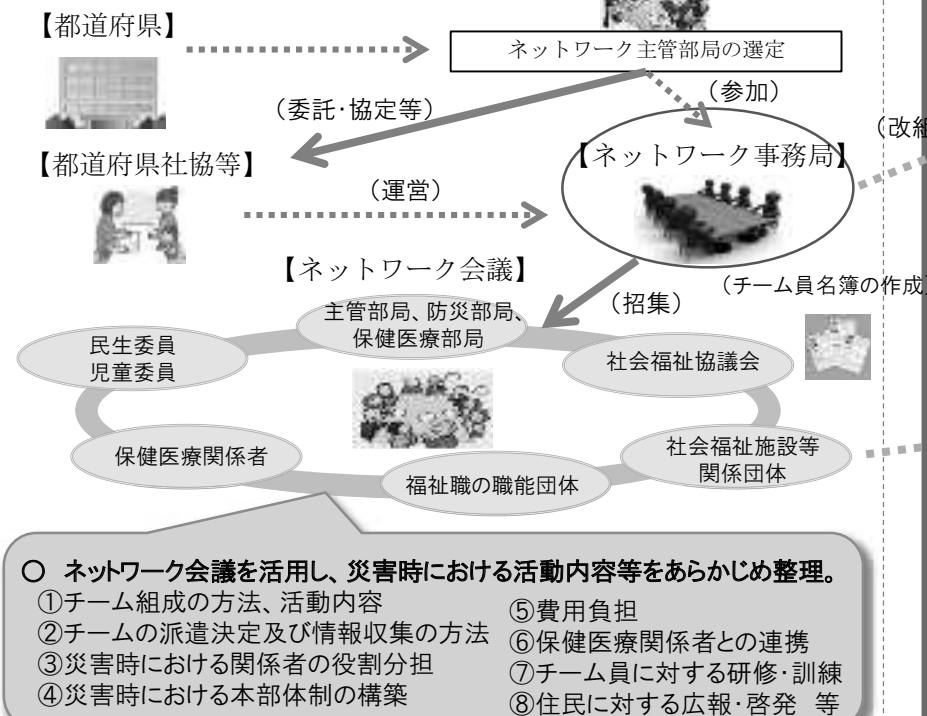
- ・平成24年度～ 災害福祉支援の体制整備に向けた都道府県への補助
- ・平成30年5月 災害派遣福祉チームの編成に当たって、各都道府県が取り組むべき事項についてガイドラインを策定、通知。
- ・令和元年度～ 災害派遣福祉チームリーダー養成研修(受託先:全国社会福祉協議会)

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

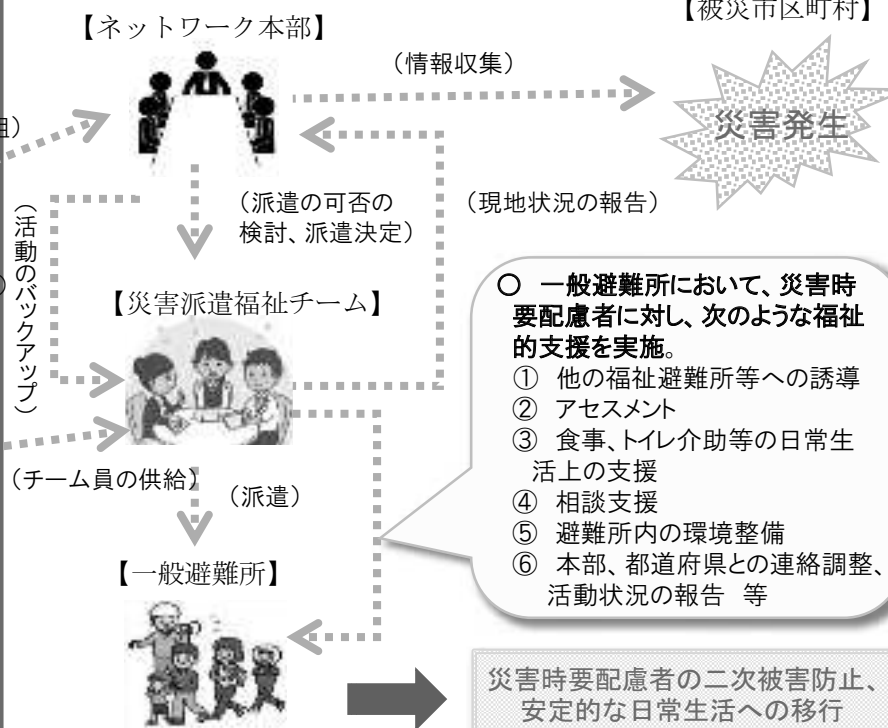
(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。

【平時】



【災害時】



※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」第3回資料(令和2年3月31日内閣府防災)

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 主として台風第15号に関する論点

【長期停電関係】

課題

対応策

被害状況の把握	- 被害規模に応じた巡視要員の不足 - 巡視と故障箇所の同時調査による状況把握の遅れ - ドローン操作要員の不足 - 東京電力の現行システムでは低圧線・引込線の損傷による停電(いわゆる「隠れ停電」)が把握できず - 初動期における停電への問い合わせ対応要員の不足	- 原則24時間、大規模災害時にも48時間以内に被害状況を把握する体制整備(巡視要員の計画的配置等) R2・6月末まで - ドローン専属チームの標準配置、操作要員の育成・確保、運用方針整備等 R2・6月末まで - スマートメーターデータの活用による一般住宅等の停電確認の徹底 R2・6月末まで - SNSやチャット等を活用した入電本数の抑制策の実施 措置済
復旧作業 復旧プロセス 情報提供	- 復旧作業に時間を要し、通電に遅れ - 東京電力と関係機関(通信事業者、自衛隊、他電力会社等)間の連携が不十分 - 復旧見通しの発表が遅く何度も変更 - 初動期において、電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣オペレーションが非効率	- 大規模災害時において、完全復旧よりも早期の停電解消を最優先する「仮復旧」の早期実施 - 電力会社・関係機関間の災害時連携計画の制度化 法改正(R2通常国会提出) R2・6月末まで - 電力会社・通信事業者の連絡体制構築、訓練等の実施 措置済 - 復旧見通し精度向上のための被害情報集約・報告手法の効率化 R2・6月末まで - 東京電力リエゾンの対応手引き・情報共有ツールの整備 R2・6月末まで - 電源車対応専任チームの標準配置 R2・6月末まで
送配電網の ハード対策	地域の実情に応じた鉄塔の技術基準の整備や、電柱・配電線への倒木対策が不十分	- 地域の実情を踏まえた鉄塔の技術基準の見直し R2・6月末まで - 鉄塔の計画的な更新や無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度の見直し 法改正(R2通常国会提出) - 電力会社・自治体の連携による事前伐採の推進、インフラ施設に近接する森林について協定締結のうえ森林整備を行う「重要インフラ施設周辺森林整備」を創設 R1補正予算、R2当初予算
非常用電源の 導入等	- 病院や官公庁舎など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分 - 山間部など復旧難航地域の停電が長期化	- 医療・福祉・上下水道施設・官公庁舎・避難所等の社会的な重要施設への非常用電源の整備促進 R1補正予算、R2当初予算 - 地域における災害時のレジリエンス向上のための分散型電源設置を促進する制度整備 法改正(R2通常国会提出)、R2当初予算

【通信障害関係】

通信障害の 状況把握と 情報提供	- 携帯電話の通信障害状況をエリアマップで公表しているが、定量的な影響が不明、HPのみでの公表のため障害地域では利用者が閲覧できず - 倒木等による通信線の被災箇所等について関係機関への情報共有が不十分 - 固定電話利用者の通信障害に対する全体把握が困難	- 携帯電話の通信障害について、影響利用者数等の定量的な指標での情報提供 R2・7月開始 - 携帯電話利用者(障害地域内の利用者含む)へのわかりやすい情報提供 R2・7月開始 - 関係機関との情報共有に関する総務省リエゾン・通信事業者リエゾンの役割明確化 措置済 - 利用者への固定電話の疎通状況確認の呼びかけなど、障害把握の方法を改善 R2・7月開始
復旧作業 復旧プロセス 情報提供	- 携帯電話・固定電話の復旧見込みが非公表 - 復旧に関する関係機関との情報共有、対応調整が不十分 - 県・市町村間の非常時の通信手段が一部活用されず	- 携帯電話の復旧見込みの公表のタイミング・具体的内容を検討し運用開始(固定電話についても検討) R2・7月開始 - 早期復旧のための関係機関との連携強化に関する総務省のリエゾン業務のマニュアル化、訓練等による充実 措置済 - 災害対策用移動通信機器の自治体への事前貸与をプッシュ型で実施 措置済
非常用電源の 長時間化等	長期間の停電のため重要な通信施設の非常用電源が持続せず	- 携帯電話基地局等の非常用電源を長時間化 技術基準見直し(R2・6月末まで) - 総務省(総合通信局)への移動電源車の追加配備 R1補正予算 - 基地局を搭載した係留ドローンの活用 技術基準見直し(R2・6月末まで)

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」第3回資料(令和2年3月31日内閣府防災)

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 主として台風第15号に関する論点

【初動対応等関係】	課題	対応策
災害に慣れていない自治体への支援の充実	・国から被災自治体への職員派遣について、そのタイミング、派遣先、位置づけ等の再整理 ・現場の災害対応における、国、地方自治体、事業者等関係者の調整のあり方 ・大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップのあり方 ・迅速な災害対応のための体制の確立	・大規模な被害が予想される場合には、被害状況を迅速に把握し、被災自治体をサポートできるよう、直ちに「内閣府調査チーム」を派遣 防災基本計画の見直し等 ・政府現地災害対策室を設置し、関係省庁が一体となって、災害対応を迅速に行うため、現場におけるレベルに応じて、連絡会議・調整会議・現地作業調整会議を開催 防災基本計画の見直し等 ・自治体の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修の充実 R2当初予算 ・広域行政主体としての都道府県における、各種支援を迅速・的確に受け入れるための受援体制と市町村への応援体制の構築を促進 防災基本計画の見直し等
地方自治体における災害対応職員の不足等	・地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有する職員の不足等	・被災市区町村応援職員派遣システムの一層の活用・充実 防災基本計画の見直し等 ・都道府県等の技術職員の増員を支援 R2地財 ・テックフォースの人員充実など、国の応援体制を充実 R2定員 ・URの被害家屋認定調査に関する支援体制を早期に確保 R2・4月以降実施 ・URIによる災害復旧工事マネジメント業務の推進、受発注者間調整等による円滑な施工確保 R2・4月開始 ・民間事業者や建築士等の業界団体との災害協定の締結 防災基本計画の見直し等 ・円滑な施工確保に向けた建設業等の担い手の確保・育成 R1法改正済
平時からの備え	・大規模災害発生時に地域社会の迅速な復旧を図るための連携体制のあり方	・広域行政主体としての都道府県における、多様なライフライン関係機関との間での、「防災連絡会」のような平時からの相互協力体制の構築を促進 防災基本計画の見直し等
備蓄の促進と情報共有、物資支援の充実	・備蓄物資の状況、物資の運搬状況等の情報に関する行政機関間での共有のあり方 ・国のプッシュ型支援の物資内容の周知不足	・国・県・市町村の備蓄の促進と備蓄物資の「物資システム」への登録・情報共有 R1補正予算(備蓄)、R2・4開始(登録・情報共有) ・国のプッシュ型支援の標準的な品目のメニュー化と周知 防災基本計画の見直し等
【その他(（台風第15号関連）)】		
公共交通機関	・計画運休について、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し、駅での入場規制等の混乱が発生 ・空港アクセスに支障が発生する一方、滑走路が正常に運用できたことから、空港の滞留者が増加、空港利用者に対する情報提供も不十分	・計画運休について、運転再開に必要な要員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供の実施 国土省取りまとめ済 各事業者にて対応 ・成田国際空港等において、災害発生時に空港アクセス事業者等との調整などを担う「総合対策本部」の早期設置や多言語による情報提供の充実 成田空港BCP改定
ブルーシート	・ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足 ・台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した -消防機関、建設業界、NPO団体、自衛隊等の設置支援 -千葉県による事業者とのマッチング -施工方法等を紹介する講習会の開催	・自治体による設置事業者の紹介を促進。消防機関、設置技術のあるNPO、技術を有するボランティア、自衛隊など設置支援をする者について役割分担の考え方を整理 措置済 ・被災者と設置事業者とのマッチング支援(台風第15号において千葉県が実施)等の対策例を全国の都道府県に横展開 措置済 ・設置技術のあるNPO団体が監修する施工方法の手引きを広く公開 措置済 ・設置技術の講習会を行えるNPO団体の情報を提供し、災害時の実施を促進 措置済

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 主として台風第19号に関する論点

【避難行動関係(避難WG)】 課題

対応策

災害リスクと
とるべき行動
の理解促進

- ・ハザードマップの認知、活用が不足
 - ・洪水による死者のうち7割弱が浸水想定区域の範囲内で犠牲
 - ・住民ウェブアンケートでは、約半数が「ハザードマップ等を見たことがない」又は「見たことがあるが避難の参考にしていない」と回答
- ・警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない
 - ・住民ウェブアンケートでは、避難勧告及び避難指示(緊急)両方の意味を正しく理解していたのは17.7%
- ・「全員避難」や「命を守る最善の行動」の趣旨が住民に伝わっていない
 - ・住民ウェブアンケートでは、約4割の人が「全員避難」を「災害の危険がないところにいる人も避難する必要がある」と回答
- ・豪雨時の外出リスクが認識されていない
 - ・台風第19号の犠牲者のうち約6割が屋外で被災、うち半数以上が車での移動中。出退勤途中の人も含まれていた
- ・災害時に市町村のホームページにアクセスが集中、サーバーがダウンする事例



- ・避難行動を促す普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を全国で展開 R2・出水期まで
 - 【実施内容】
市町村から、ハザードマップや避難行動の理解促進のためのチラシを各戸に配布・回覧
(主なポイント)
・避難とは「難」を「避」けること(安全を確保すること) ・安全な親戚・知人宅も「避難先」
・警戒レベル4は「危険な場所から全員避難」
ー避難勧告は、避難に必要な時間を考慮して発令されるもの 避難勧告のタイミングで避難
ー避難指示(緊急)は、緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令されるもの(必ず発令されるものではない)
・警戒レベル5は既に災害が発生、無理な屋外避難は控える
水害・土砂災害リスクのある地域の小・中学校で、災害リスクや避難行動判定フローを確認
病院・福祉施設の施設管理者が所在地の災害リスクを確認 等
- ・「全員避難」や「命を守る最善の行動」について、災害時に補足的な説明を加えながら呼びかけ
(例:「全員避難」との表現を用いる際は、「危険な場所から全員避難」等と適宜補足して R2・出水期まで
マスコミや防災行政無線から発信 等
- ・避難勧告・避難指示(緊急)について自治体の意見を踏まえた制度上の整理 R2年内
- ・社員等が不要不急の外出を控えることができるよう、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置について、経済3団体へ協力要請 R2・出水期まで
- ・災害時におけるホームページへのアクセス集中対策(webサイトの軽量化等)の実施促進 R2・出水期まで

高齢者等の
避難の
実効性確保

- ・高齢者や障害者等の避難に課題
 - ・台風第19号における死者(84名)のうち65%が65歳以上の高齢者
 - ・自宅での死者(34名)のうち79%が高齢者



- ・市町村において、避難行動要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の間で共有 R2・出水期まで
- ・福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時、災害リスク等を本人と確認
(避難の理解力向上キャンペーン)
- ・高齢者等の避難の実効性確保に向けた、更なる促進方策について検討 R2年内

大規模
広域避難の
実効性確保

- ・大規模広域避難を行う場合の課題が顕在化
 - ・荒川下流域(江東5区)では、広域避難が初めて現実問題に
 - ・避難時間や避難先の確保が難しい等の課題が明らかに
 - ・利根川中流域においては、深夜に広域避難を実施



- ・広域避難に当たっての留意点について市町村に周知 R2・出水期まで
 - 暴風雨時の避難回避や計画運休等を見込んだ早めの避難等の調整・発令タイミングの必要性 等
- ・災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化の検討 R2年内

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」第3回資料(令和2年3月31日内閣府防災)

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 主として台風第19号に関する論点

【河川・気象情報関係】 課題		対応策
特別警報解除後の洪水への注意喚起	・大雨特別警報の解除後に下流部で氾濫が発生、解除後も引き続き警戒が必要であることの注意喚起が不十分	・大雨特別警報の解除を「警報への切替」と表現するとともに、切替に合わせて今後の水位上昇の見込みなどの河川の氾濫に関する情報を発表 R2出水期から ・引き続きの注意喚起を記者会見等あらゆる手段で実施 R2出水期から
気象情報の改善充実	・「狩野川台風」を引用し呼びかけたが危機感が伝わらず ・地域の詳細な災害発生危険度を示す「危険度分布」について認知が不十分	・過去事例を用いる場合、災害危険度が高まる地域を示す等分かりやすい解説を実施 R2年度から順次実施 ・「危険度分布」の認知度・理解度を上げるため広報を強化(SNS等) R2年度から順次実施
決壊・越水等の確認と洪水予報発表	・問い合わせ対応と災害対応が輻輳し洪水予報等の発表体制が脆弱になり、洪水予報等を発表できない事例 ・河川監視カメラや水位計の監視範囲が限られ、また、現地確認ができず、決壊・越水の迅速な把握が困難	・問い合わせ専属窓口の設置や洪水予報発表担当者の増強、洪水予報発表作業の省力化により、洪水予報等を確実に発表する体制を構築 R2・出水期まで ・河川監視カメラや危機管理型水位計の増設 R2年内 ・越水・決壊等検知センサーの開発 R2年度より試行
「川の防災情報」のアクセス集中対策	・水位等の河川情報を提供している国土交通省HP「川の防災情報」にアクセスが集中、つながりにくい状態に	・「川の防災情報」を構築するシステムを強化、処理能力を向上 R2・出水期まで
【その他（台風第19号関係）】		
浸水想定区域外における被害	・浸水想定区域の指定対象外の都道府県管理の中小河川が氾濫し被害が発生、中小河川においても、浸水想定範囲の設定や周知を推進する必要	・浸水想定区域の指定が対象外の都道府県管理河川においても、沿川の浸水地域の設定等が進むよう、「中小河川における簡易的な浸水想定図作成の手引き」を作成、周知 R2・出水期まで
建築物の電気設備浸水	・建築物の地下に設置されていた電気設備が浸水、エレベーターや水道が使用できなくなる被害が発生	・建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体的事例について整理・とりまとめ、建築士関係団体、建設業関係団体、建築物所有者・管理者関係団体、電気設備関係団体等に注意喚起 R2・出水期まで
災害廃棄物	・災害廃棄物の収集運搬体制が十分でなく、路上に堆積	・災害廃棄物撤去等に係る防衛省・自衛隊と環境省の連携のあり方について、「One NAGANO」等の優良事例を含め、役割分担や平時の取組み等を整理しマニュアル化 R2・出水期まで ・広域支援の事例整理・周知を行い、災害廃棄物対策行動計画の見直しを推進 措置済
避難所における生活環境の改善	・避難所運営や環境改善に女性の視点が不足	・大規模災害発生時に、内閣府男女共同参画局職員を現地に派遣、都道府県や市町村における男女共同参画部局職員の災害対策本部への参加等を検討 R2・4月から